

第7類 準 用

○滝川市の条例の準用に関する条例

制 定	平成14年3月1日	条例第1号
改 正	平成18年3月15日	条例第2号
	平成21年6月4日	条例第1号
	平成25年8月27日	条例第1号
	平成28年12月13日	条例第2号
	令和2年2月18日	条例第1号

(趣旨)

第1条 石狩川流域下水道組合の運営に関し、滝川市条例を準用する。

(準用規定)

第2条 準用する滝川市条例は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 滝川市の休日を定める条例(平成2年滝川市条例第19号)
- (2) 職員の分限及び懲戒に関する条例(昭和51年滝川市条例第41号)
- (3) 滝川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成13年滝川市条例第10号)
- (4) 職員の育児休業等に関する条例(平成4年滝川市条例第1号)
- (5) 滝川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年滝川市条例第27号)
- (6) 一般職の職員の給与に関する条例(昭和46年滝川市条例第21号)
- (7) 滝川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年滝川市条例第27号)
- (8) 嘱託員等の給与等に関する条例(昭和46年滝川市条例第127号)
- (9) 職員等の旅費に関する条例(平成11年滝川市条例第12号)
- (10) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和46年滝川市条例第31号)
- (11) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和46年滝川市条例第58号)
- (12) 滝川市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年滝川市条例第43号)

(規則への委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 職員の分限及び懲戒に関する条例(昭和60年石狩川流域下水道組合条例第4号)
- (2) 職員の勤務時間に関する条例(平成2年石狩川流域下水道組合条例第7号)
- (3) 職員の勤務条件に関する条例(昭和60年石狩川流域下水道組合条例第9号)
- (4) 職員の育児休業等に関する条例(平成4年石狩川流域下水道組合条例第2号)
- (5) 一般職の職員の給与に関する条例(昭和60年石狩川流域下水道組合条例第11号)
- (6) 嘱託員の給与等に関する条例(昭和60年石狩川流域下水道組合条例第12号)
- (7) 職員等の旅費に関する条例(平成11年石狩川流域下水道組合条例第5号)
- (8) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和60年石狩川流域下水道組合条例第14号)

- 3 平成21年4月から平成24年3月までに石狩川流域下水道組合を構成する市町から派遣された職員以外の職員に対して支給する給与について、第2条第5項の規定を適用する場合における一般職の職員の給与に関する条例の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第7項	医療職給料表（1）の適用を受ける職員	石狩川流域下水道組合を構成する市町から派遣された職員以外の職員
-------	--------------------	---------------------------------

附 則（平成18年3月15日条例第2号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年6月4日条例第1号）
この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第3項の規定は、平成21年6月1日から適用する。

附 則（平成25年8月27日条例第1号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年12月13日条例第2号）
（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（石狩川流域下水道組合の休日を守る条例の廃止）
- 2 石狩川流域下水道組合の休日を守る条例（平成2年石狩川流域下水道組合条例第6号）は、廃止する。

附 則（令和2年2月18日条例第1号）
この条例は、令和2年4月1日から施行する。